



分類	該当建築物	対象建築物	根拠条文	適合性判定 機関審査要否	構造設計一級 建築士の関与	
法20条1号	大臣認定	<input type="checkbox"/> 高さが60mを超えるもの(大臣認定によるため適合性判定は不要)	法20条 1号	否		
法20条2号	法6条2号及び3号に該当する建築物	<input type="checkbox"/> 複数の部分がエキスパンションジョイント等で接続している場合、いずれかの部分が下記に該当するならば、その項目にチェックをして、適合性判定機関審査の要否を判定してください。その場合、すべての部分について適合性判定機関審査が必要になります。ただし、構造設計一級建築士の関与の要否は、建築物全体にて一級建築士の業務独占に係る建築物 <sup>※</sup> の判定をしてください。				
		<input type="checkbox"/> 木造	● 高さが13m又は軒高が9mを超えるもの	法20条 2号	必要 (左記建築物のうち、一級建築士の業務独占に係る建築物 <sup>※</sup> のみ、但し型式適合認定を受けた建築物を除く)	
		<input type="checkbox"/> 組積造又は補強コンクリートブロック造	● 地上4以上	法20条 2号 令36条の2 1号		
		<input type="checkbox"/> S造	● 地上4以上 ● 地上3以下で高さが13m又は軒高が9mを超える ● 地上3以下で高さが13m以下かつ軒高が9m以下でルート1-1 <sup>*1</sup> 、ルート1-2 <sup>*2</sup> に該当しないもの	法20条 2号 令36条の2 2号 告示593号 1号		
		<input type="checkbox"/> RC造・SRC造(RC造とSRC造の併用を含む)	● 高さが20mを超えるもの ● 高さが20m以下のものでルート1 <sup>*3</sup> に該当しないもの	法20条 2号 令36条の2 3号 告示593号 2号		
		<input type="checkbox"/> 併用建築物(上記RC造とSRC造の併用に該当及び下記木造とRC造の併用に該当するものを除く)	① 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上を併用するもの ② ①のいずれかと、RC造若しくはSRC造を併用するものとしたとき 上記①又は②に該当し、次のイ～ホを満足しないもの (1) 地上3以下 (2) 高さ13m以下かつ軒高9m以下 (3) 延面積500㎡以内 (4) S造部分がルート1-1 <sup>*1</sup> の要件を満たす (5) RC造(SRC造)部分がルート1 <sup>*3</sup> の要件を満たす	令36条の2 4号 告示593号 3号		
		<input type="checkbox"/> 木造とRC造の併用(上記併用建築物に該当するものを除く)	● イ又はロを満足しないもの イ. 次の(1)～(9)に該当するもの (1) 次の(i)又は(ii)に該当するもの (i) 地上2又は3で、1階がRC造、2階以上が木造 (ii) 地上3で、1～2階がRC造、3階が木造 (2) 高さ13m以下かつ軒高9m以下 (3) 延べ面積500㎡以内 (4) 地上部分について層間変形角が規定値を満足する (5) 上記(i)の場合、木造部分の剛性率が規定値以内 (6) 上記(ii)の場合、RC造部分の剛性率が規定値以内 (7) 各階の偏心率が規定値以内 (8) RC部分がルート2-1 <sup>*4</sup> を満足 (9) 木造部分がβ割増考慮で筋交い計算 ロ. 次の(1)～(4)に該当するもの (1) 地上2で、1階がRC造、2階が木造 (2) i.(2)、(4)、(7)、(8)、(9)に適合 (3) 延べ面積、500㎡超で、3,000㎡以下 (4) 木造部のC <sub>0</sub> ≧0.3	告示593号 4号		
		<input type="checkbox"/> デッキプレート仕様	床・屋根がデッキプレート版である場合、適合性判定等の適用はその他の部分で判断できる	告示593号 5号		
<input type="checkbox"/> ALC仕様	床・屋根がALC版である場合、適合性判定等の適用はその他の部分で判断できる	告示593号 6号				
<input type="checkbox"/> 屋根にシステムラス	屋根がシステムラスである場合、適合性判定等の適用はその他の部分で判断できる	告示593号 7号				
<input type="checkbox"/> 骨組膜構造	● イ又はロを満足しないもの イ. 骨組の構造により判断する。 ロ. 積雪や風圧力より地震力の方が小さいなど、告示666号第五に規定する構造計算を行ったもの	告示593号 8号				
法20条3号	法6条2号及び3号に該当する建築物	<input type="checkbox"/> 高さ60m以下で法20条2号、法20条4号に該当しないものは法20条3号となる。	法6条 5項 法20条 3号	否	否	
		<input type="checkbox"/> ただし、認定プログラム使用若しくは、ルート2・ルート3・限界耐力計算等で安全性確認の場合は適合判定必要	法6条 5項 法20条 3号	必要		
法20条4号	構造計算しないもの	<input type="checkbox"/> 木造	2階建て以下、500㎡以下	法6条 4号 法20条 4号	否	
		<input type="checkbox"/> 木造以外	平屋建て、200㎡以下			

計算ルート

*1	S造	ルート1-1	<input type="checkbox"/>	・柱の間隔が6m以下
			<input type="checkbox"/>	・延べ面積500㎡以下
			<input type="checkbox"/>	・C <sub>0</sub> ≧0.3で設計 角型鋼管の場合の応力割り増し
*2	S造	ルート1-2	<input type="checkbox"/>	・軸筋交い端部の保有耐力接合
			<input type="checkbox"/>	・地階を除く階数が2以下
			<input type="checkbox"/>	・柱の間隔が12m以下
*3	R C造 SRC造	ルート1	<input type="checkbox"/>	・偏心率0.15以下
			<input type="checkbox"/>	・延べ面積500㎡以下(平屋の場合3,000㎡以下)
			<input type="checkbox"/>	・C <sub>0</sub> ≧0.3で設計 角型鋼管の場合の応力割り増し
*4	R C造	ルート2-1	<input type="checkbox"/>	・軸筋交い端部の保有耐力接合
			<input type="checkbox"/>	・Σ2.5αAw+Σ0.7αAc>ZWAIを満足(SRCではΣ1.0αAc)
			<input type="checkbox"/>	・Qd=min(QL+nQE,Qo+Qy)、ここでn=1.5(耐力壁は2.0)
*5	建築士法第3条		<input type="checkbox"/>	・Σ2.5αAw+Σ0.7αAc>0.75ZWIを満足
			<input type="checkbox"/>	・Qd=min(QL+nQE,Qo+Qy)、ここでn=2.0
			<input type="checkbox"/>	① 学校、病院、劇場、映画館、百貨店等の用途に供する建築物で、延べ面積が500㎡を超えるもの
			<input type="checkbox"/>	② 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
			<input type="checkbox"/>	③ RC造、S造等の建築物又は建築物の部分で延べ面積が300㎡、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
			<input type="checkbox"/>	④ 延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、階数が2以上の建築物